

ゆうゆう住宅 第1回現場検査（基礎配筋完了検査） 検査の方法が追加されました

1、「ゆうゆう住宅」の名称

従来の「ゆうゆう住宅」では保険割引の意味が伝わりにくいため

「全建総連・新築瑕疵担保保険団体制度」の名称として宣伝していきます。

2、第一回現場検査の検査方法の拡充

団体検査員による検査のみでしたが、新たに下記の2パターン②③が追加され、3パターンの中から、第一回現場検査(基礎配筋完了検査)の検査方法を選ぶことができます。

①「団体自主検査(第三者で行う検査)」について（従来通りの検査方法）

従来通りの団体検査員による検査方法で、組合で受付し申込事業者または当該申込に係る設計者以外の団体検査員の中から、第一回現場検査を行う者を選びます。

②「団体自主検査(自社で行う検査)」について（団体検査員が自社の申込の場合）

団体検査員が申込事業者(自社)で検査を行う(申込事業者=施工者)場合、自社に団体検査員の資格登録者が必ずいることで検査ができます。

保険契約申込みにおいて自社で検査を行う場合には、保険契約者(申込事業者)から別途、検査を行う予定の団体検査員と保険契約者との関係を書面「第一回現場検査での団体自主検査(自社による検査)実施確認シート」を提出し確認します。

③「住宅保証機構の現場検査」について

住宅保証機構の検査員による現場検査で、保険検査申込機関(受付事務機関・建設技術センター等)の検査員が検査します。検査料は、現場(床面積)に応じて決定されます。組合は検査に介入しないため、申込事業者は検査日程の変更・調整や検査料の支払いを検査実施団体又は検査員と直接、行います。

上記の「②団体検査員(自社)検査」と「③住宅保証機構の現場検査」が追加され3パターンから選べます。

- ① 団体自主検査(従来の群建連の団体検査による検査)
- ② 団体検査員(自社)検査
- ③ 住宅保証機構の現場検査